

## 記載例

## 証明書

1部提出すること

群運整第号

記入しない

事業者名 群馬運輸自動車整備工場株式会社  
代表取締役 前橋 太郎

道路運送車両法第80条の規定に基づく自動車特定整備  
事業の認証を下記のとおり受けている事を証明する。

記

1. 認証番号 第7-123456号

2. 認証年月日 平成7年4月1日

3. 事業場の名称 群馬運輸自動車整備工場株式会社上泉工場

4. 事業場の所在地 群馬県前橋市上泉町399-1

事業の種類ごとに認証年月日を記入

5. 自動車特定整備事業の種類 普通自動車特定整備事業 (平成27年10月1日)  
小型自動車特定整備事業 (平成7年4月1日)6. 対象とする整備の種類、対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類  
普通自動車(大型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)  
大型特殊自動車  
普通自動車(中型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)  
普通自動車(小型) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)  
普通自動車(乗用) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)  
小型四輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)  
小型三輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)  
小型二輪自動車  
軽自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

7. 業務の範囲

業務の範囲に限定がある場合は記入

令和年月日

記入しない

関東運輸局群馬運輸支局長

- ・本証明書は1部作成して下さい。
- ・「自動車特定整備事業認証証明願(金融機関等に提出する場合)(第8号様式)」を1部作成して添付して下さい。
- ・事業者名、住所変更等、支局に最後に届出た内容から変更がある場合は先に「自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式)」を提出して下さい。
- ・群馬県で認証を受けた自動車特定整備事業者のみが群馬運輸支局に申請を行えます。

(提出先:群馬運輸支局2階[整備担当])